

ヒアリングにおけるコメント回答資料

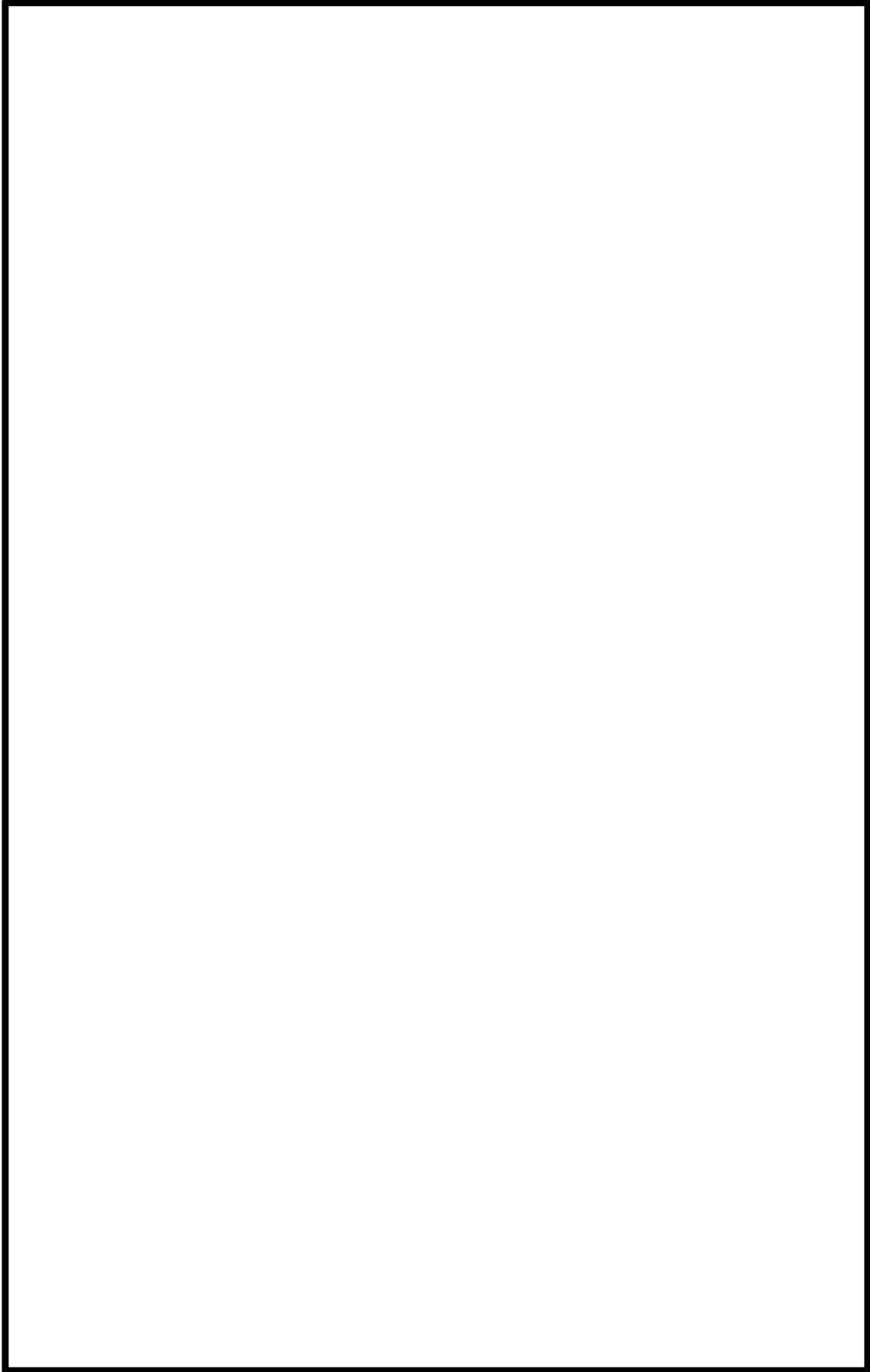
指摘事項

| | | |
|-------------------------------|--------------------|--|
| <p>No. 12 (230529-28)</p> | <p>耐震 設計方針</p> | <p>循環水ポンプ用天井クレーンが及ぼす津波バウンダリへの波及的影響についても確認し、説明すること。 5条の観点から、津波防護重点化範囲にある津波バウンダリを形成している配管についてもクラスを明確にして当該配管に対する波及的影響を説明すること。</p> |
|-------------------------------|--------------------|--|

A： 第4条別記2における要求事項を踏まえた波及的影響の防護対象となる施設は、津波防護ラインではなく外郭防護としての機能を要求される津波防護施設及び浸水防止設備であり、これらについては参考資料6にて検討している。

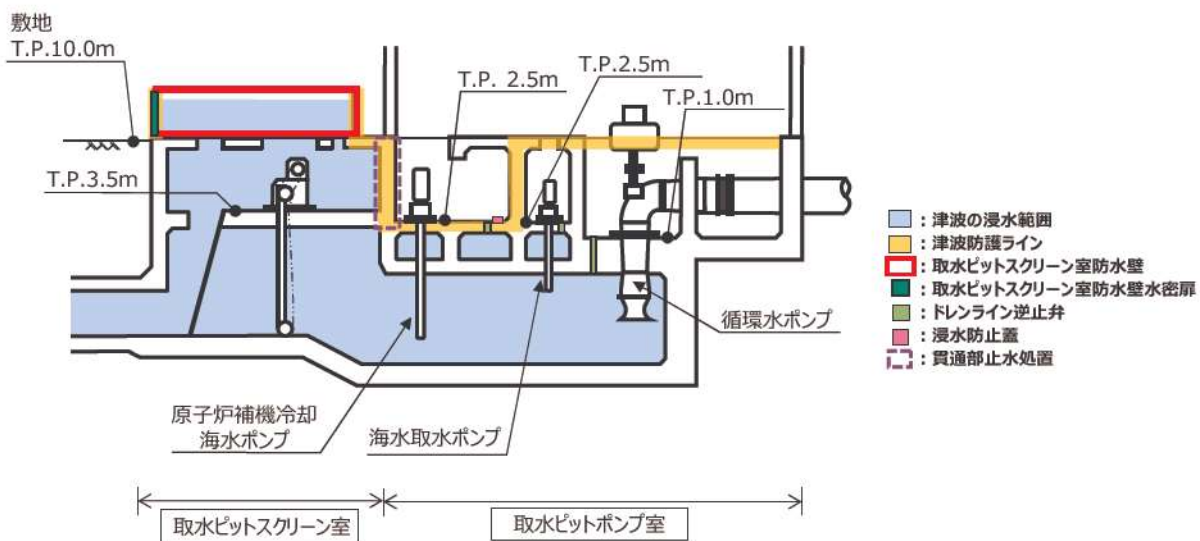
循環水ポンプ用天井クレーンについては、プラント通常運転時の待機場所は第1図のとおりであり、第2図及び第3図に示す循環水ポンプエリア上部の津波防護ラインに対しては、十分な離隔距離がある。また、循環水ポンプ用天井クレーンは参考資料6の「補足説明資料 循環水ポンプ用天井クレーンの落下防止について」に示すとおり、クレーンガーダー間の開口部及びクレーン本体の寸法等を比較した結果、構造上、落下することがないことを確認しており、地震時の落下による影響はない。（参考資料6 補足説明資料）

なお、浸水防護重点化範囲である原子炉補機冷却海水ポンプエリアにおいて、津波流入経路となり得る地震により破損するおそれのある配管については「5条 津波による損傷の防止」にて撤去する方針としており、上位クラス施設には該当しないため波及的影響を考慮する必要はない。

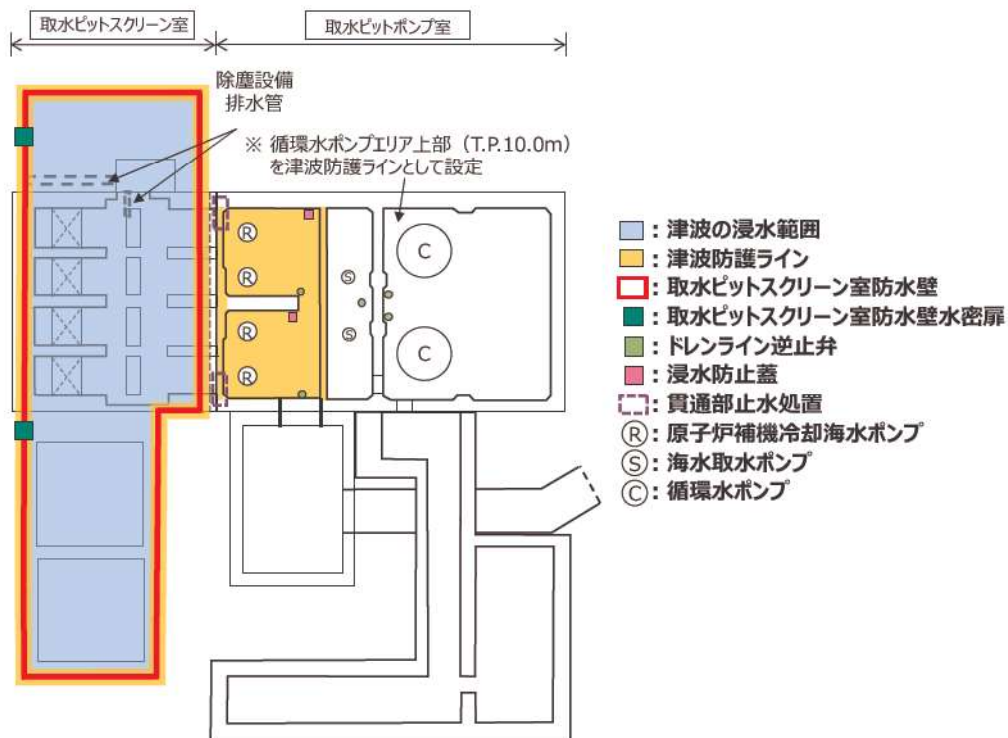


第1図 概略平面図

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



第2図 取水ピットポンプ室の流入防止の対策の概要（断面図）



第3図 取水ピットポンプ室の流入防止の対策の概要（平面図）